明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○道路運送車両法施行規則及び自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令の一部を改正する省令（国土交通九三）　一

〔告　示〕
○肥料の登録の有効期間を更新した件（農林水産二九三一）　二
○輸入業者の住所の変更に係る届出があった件（同二九三二）　五
○肥料の登録を失効した件（同二九三三）

〔公　告〕
諸事項
裁判所
失踪、破産、免責関係　六
特殊法人等
厚生年金基金解散・清算人就任関係　三五
地方公共団体
行旅死亡人関係　四一
会社その他
会社決算公告　四四

省　令

○国土交通省令第九十三号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第六十六条第一項及び第七十六条の規定に基づき、道路運送車両法施行規則及び自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年十二月三日　国土交通大臣　太田　昭宏

道路運送車両法施行規則及び自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令の一部を改正する省令

（道路運送車両法施行規則の一部改正）

第一条　道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第三十七条の三第一項中「はりつける」を「貼り付ける」に改め、「（運転車室又は前面ガラスのない検査対象軽自動車にあつては、自動車の後面）」を削る。

（自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令の一部改正）

第二条　自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令（昭和四十五年運輸省令第八号）の一部を次のように改正する。

軽第九号様式（検査標章）（第四条関係）を次のように改める。

軽第九号様式（検査標章）（第四条関係）

（表）

（裏）

注(1)　検査標章には、自動車の前面ガラスに貼り付けるものにあつては図の（表）及び（裏）、車両番号標に貼り付けるものにあつては図の（表）の例により、自動車検査証の有効期間の満了する日の属する年を表す数字を黒線の楕円形内に黒字で、また自動車検査証の有効期間の満了する日の属する月を表す数字を黒字で表示すること。

(2)　検査標章の地色は黄色とし、「国土交通省」の文字は黒色とすること。

(3)　軽自動車検査協会が交付する検査標章については、「国土交通省」の表示に代えて「軽自動車検査協会」を表示すること。

(4)　寸法の単位は、ミリメートルとすること。